

令和元年関川村議会 6 月（第 4 回）定例会議会議録（第 2 号）

○議事日程

令和元年 6 月 13 日（木曜日） 午後 3 時 30 分 開会

- 第 1 委員長報告
 - 第 2 発委案第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
 - 第 3 陳情第 5 号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める陳情
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 委員長報告
 - 第 2 発委案第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
 - 第 3 陳情第 5 号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める陳情
-

○出席議員（9 名）

1 番	近	良	平	君	3 番	小	澤	仁	君			
4 番	加	藤	和	泰	君	5 番	鈴	木	万	寿	夫	君
6 番	高	橋	忠	夫	君	7 番	高	橋	正	之	君	
8 番	菅	原	修	君	9 番	伝	信	男	君			
10 番	平	田	広	君								

○欠席議員（なし）

2 番 伊 藤 敏 哉 君

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

なし

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河	内	信	幸
主 任	石	山	洋	介

午後3時30分 開 会

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は9名です。2番、伊藤敏哉さんから欠席の届出がありました。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程第1、委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第1、委員長報告を行います。

議会広報常任委員長から報告を求めます。委員長 鈴木万寿夫さん。

○議会広報常任委員長（鈴木 万寿夫君） 議会広報常任委員長から報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労様でした。

以上で、委員長報告を終わります。

日程第2、発委案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（近 良平君） 日程第2、発委案第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長職務代理、副委員長 高橋正之さん。

○総務厚生常任委員長職務代理 副委員長（高橋 正之君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。内容については割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6月13日

新潟県岩船郡関川村議会議長 近 良平

《意見書の提出先》

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総務大臣 石田真敏 様

財務大臣 麻生太郎 様

農林水産大臣 吉川貴盛 様

国土交通大臣 石井啓一 様

○議長（近 良平君） これで趣旨説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者ご苦労様でした。

○議長（近 良平君） これより、討論・採決に入ります。

発委案第5号について討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者多数）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第5号は、原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

日程第3、陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○議長（近 良平君） 日程第3、陳情第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務厚生常任委員長職務代理 副委員長 高橋正之さん。

○総務厚生常任委員長職務代理 副委員長（高橋 正之君） 総務厚生常任委員長職務代理 副委員長から報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長ご苦労様でした。

○議長（近 良平君） これより、討論・採決に入ります。

陳情第5号について討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この陳情について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(近 良平君) 起立多数です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時38分 休 憩

午後 3時39分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1 発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

○議長(近 良平君) 発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長職務代理 副委員長 高橋正之さん。

○総務厚生常任委員長職務代理 副委員長(高橋 正之君)

発委案第6号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

本日、臨地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長職務代理(副委員長) 高橋 正之

関川村議会議長 近 良 平 様

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

内容については割愛します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 6月13日

《意見文提出先》

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
財 務 大 臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 柴山 昌彦 様
総 務 大 臣 石田 真敏 様

○議長（近 良平君） これより、討論・採決に入ります。

発委案第6号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者多数）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、陳発委案第6号は、原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時43分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員